

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び市町立学校職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十九号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び市町立学校職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

教育職給料表(4)

職員 の 区 分	職務 の 級 の 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	148,800 ^円	164,400 ^円	286,300 ^円	414,500 ^円
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	
	39	219,100	249,900	375,400	
	40	220,800	252,700	377,000	
	41	222,600	255,500	378,700	
	42	224,400	258,100	380,300	
	43	226,200	260,700	381,900	
	44	228,000	263,300	383,500	
	45	229,900	265,900	385,100	
	46	231,600	268,500	386,700	
	47	233,300	271,100	388,300	
	48	235,000	273,700	389,900	

49	236,700	276,300	391,400
50	238,400	278,900	392,900
51	240,100	281,500	394,400
52	241,800	284,100	395,900
53	243,300	286,600	397,500
54	245,000	289,200	398,900
55	246,700	291,700	400,300
56	248,400	294,200	401,700
57	250,000	296,500	403,200
58	251,500	299,200	404,600
59	253,000	301,900	406,000
60	254,500	304,600	407,400
61	256,100	307,100	408,700
62	257,600	309,600	410,100
63	259,100	312,100	411,500
64	260,500	314,600	412,900
65	261,800	317,000	414,100
66	263,400	319,200	415,300
67	265,000	321,400	416,500
68	266,600	323,600	417,700
69	268,300	325,900	418,800
70	269,800	328,100	420,000
71	271,300	330,300	421,200
72	272,800	332,500	422,400
73	274,100	334,700	423,400
74	275,400	336,900	424,200
75	276,700	339,100	425,000
76	278,000	341,300	425,800
77	279,400	343,300	426,700
78	280,600	345,200	427,500
79	281,800	347,100	428,300
80	283,000	349,000	429,100
81	284,300	350,800	429,900
82	285,500	352,600	430,600
83	286,700	354,400	431,300
84	287,900	356,200	432,000
85	289,000	357,900	432,700
86	290,000	359,600	433,400
87	291,000	361,300	434,100
88	292,000	363,000	434,800
89	293,100	364,700	435,500
90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900
92	295,800	368,900	437,600
93	296,500	370,400	438,100
94	297,300	371,700	
95	298,100	373,000	
96	298,900	374,300	
97	299,800	375,700	
98	300,600	376,800	
99	301,400	377,900	
100	302,200	379,000	
101	303,100	380,200	
102	303,600	381,300	
103	304,100	382,400	
104	304,600	383,500	

再任
用職
員以
外の
職員

105	305,100	384,500		
106	305,500	385,500		
107	305,900	386,500		
108	306,300	387,500		
109	306,500	388,400		
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		
137		409,900		
138		410,500		
139		411,100		
140		411,700		
141		412,100		
142		412,700		
143		413,300		
144		413,900		
145		414,300		
146		414,900		
147		415,500		
148		416,100		
149		416,500		
再任用職員	226,400	276,000	331,300	414,600

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(市町立学校職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第二条 市町立学校職員の給与の特例に関する条例(平成十八年広島県条例第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「のうち次の各号に掲げる職員(以下「対象職員」を「(次項において「給料表適用職員」に、「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「対象職員の」を「次の各号に掲げる職員の」に改め、同項第一号中「支給されるもの」の下に「(知事が別に定めるものに限る。)」を加え、「百分の七」を「百分の七・五」に改め、同項第二号中「(前号)を「で市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるもの(前号」に、「百分の五」を「百分の五・五」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三・七五

第一条第二項中「対象職員」を「給料表適用職員」に改める。

第二条中「対象職員に」を削る。

第三条中「対象職員に」を削り、「及び第十一条の四及び附則第六項」に改め、「」の額」の下に「並びに県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)第三条第一項に規定する教職調整額」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定(市町立学校職員の給与の特例に関する条例第一条第一号の改正規定(「百分の七」を「百分の七・五」に改める部分を除く。))、同項第二号の改正規定(「百分の五」を「百分の五・五」に改める部分を除く。))及び同条例第三条の改正規定(「及び第十一条の四」を「、第十一条の四及び附則第六項」に改める部分に限る。))を除く。))及び附則第七項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「改正後の市町立学校職員給与等条例」という。))の規定及び第二条の規定(市町立学校職員の給与の特例に関する条例第一条第一号の改正規定(「百分の七」を「百分の七・五」に改める部分を除く。))、同項第二号の改正規定(「百分の五」を「百分の五・五」に改める部分を除く。))及び同条例第三条の改正規定(「及び第十一条の四」を「、第十一条の四及び附則第六項」に改める部分に限る。))に限る。

）による改正後の市町立学校職員の給与の特例に関する条例の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正前の市町立学校職員給与等条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の市町立学校職員給与等条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の市町立学校職員給与等条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の市町立学校職員給与等条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の市町立学校職員給与等条例の規定を適用する場合には、改正前の市町立学校職員給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町立学校職員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項の表第二条の項中「平成十七年改正給与条例附則第十条第一項」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第六十七号。以下「平成十九年改正給与条例」という。）附則第五項」に改め、同表第三条の項中「

第十七条の三第二項の規定及び平成十七年改正給与条例附則第十条第一項」を「第十七条の三第二項の規定及び平成十九年改正給与条例附則第五項」に改める。